

**鳥取県選挙管理委員会告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、次のとおり委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第1条第4項の規定により告示する。

平成20年1月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 住 所 鳥取市永楽温泉町555-4
- 2 氏 名 古賀 裕子